

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和2年12月定例会

	議案の 件名	議案第70号 交野市立保健福祉総合センター条例の一部を 改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">条例</span> その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
市民の総合的な健康づくり及び福祉の充実を図るとともに、各世代間の交流の場として、広く市民の保健福祉に寄与するため、交野市立保健福祉総合センター(交野市立世代間交流センター、交野市立健康増進センター、交野市立機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)、交野市立高齢者生きがい創造センター及び交野市立ボランティアセンターの各施設の総称をいう。以下「センター」という。)を設置する。		本市を除く河北各市においては、既に公立児童発達支援センターを設置済。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
国の基本指針及び大阪府第1期障がい児福祉計画にて、各市町村に少なくとも1か所以上の児童発達支援センター設置が掲げられたことに伴い、令和3年4月1日より、交野市立機能支援センター（こどもゆうゆうセンター）を交野市立児童発達支援センター（こどもゆうゆうセンター）に名称変更し、現行の児童発達支援事業に加え、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業、特定相談支援事業を併せて実施する。		障がいのある児童やその家族への支援、増加傾向にある民間児童発達支援事業所への助言等を行う中核的な支援機関としての役割、庁内外の関係機関との連携などの機能を児童発達支援センターが有することにより、本市における障がい児支援の向上が見込まれる。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
平成30年度より交野市障がい者自立支援協議会全体会議をはじめとした庁内外検討会議等にて児童発達支援センター設置に向けた検討。 平成30年度交野市第1期障がい児福祉計画策定時に「交野市障がい者（児）生活支援推進審議会」に諮問。 平成31（令和元）年度第2期交野市子ども・子育て支援事業計画策定時に「交野市子ども子育て会議」に諮問。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		12 安心して子どもを生み育てることができる。 14 福祉施設や専門の支援によって、暮らしが支えられている。 19 困ったとき何でも気軽に相談できるところがある。			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称	第2期交野市子ども・子育て支援事業計画				
		策定年度	令和2年3月				
		計画期間	令和2年度～令和6年度				
〈市民参加の状況〉							
有・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無</span> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		令和3年4月1日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		健やか部	機能支援センター	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">有</span> ・無 新旧対照表等			

交野市立保健福祉総合センター条例の一部改正について

1. 条例改正の目的

機能支援センターを、児童福祉法第7条第1項に規定する児童発達支援センターとするため、所要の整備を行うもの。

2. 条例改正案の内容

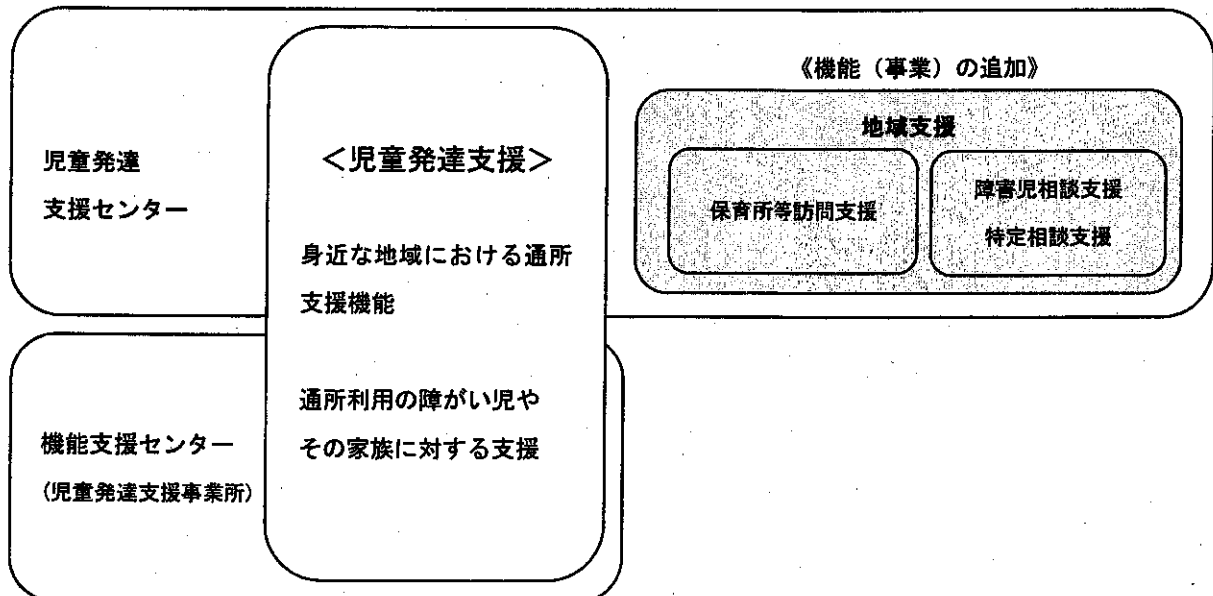
- ①「機能支援センター」を「児童発達支援センター」に名称変更。
- ②従来事業に加え、新たに「保育所等訪問支援」「障害児相談支援」「特定相談支援」にかかる事業を追加。
- ③児童福祉法及び障害者総合支援法の規定に基づいた各事業における利用者負担額に関する改正。

3. 施行日

令和3年4月1日

4. その他

《児童発達支援事業と児童発達支援センターの違い》



交野市立保健福祉総合センター条例(平成4年条例第14号)新旧対照表

新	旧				
<p>(設置) 第1条 市民の総合的な健康づくり及び福祉の充実を図るとともに、各世代間の交流の場として、広く市民の保健福祉に寄与するため、交野市立保健福祉総合センター(交野市立世代間交流センター、交野市立健康増進センター、<u>交野市立児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)</u>、交野市立高齢者生きがい創造センター及び交野市立ボランティアセンターの各施設の総称をいう。以下「センター」という。)を設置する。</p>	<p>(設置) 第1条 市民の総合的な健康づくり及び福祉の充実を図るとともに、各世代間の交流の場として、広く市民の保健福祉に寄与するため、交野市立保健福祉総合センター(交野市立世代間交流センター、交野市立健康増進センター、<u>交野市立機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)</u>、交野市立高齢者生きがい創造センター及び交野市立ボランティアセンターの各施設の総称をいう。以下「センター」という。)を設置する。</p>				
<p>(事業) 第3条 センターの各施設における事業は、次のとおりとする。</p>	<p>(事業) 第3条 センターの各施設における事業は、次のとおりとする。</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 646 497 826">世代間交流センター</td> <td data-bbox="497 646 1124 826">                     (1) 市民の教養、コミュニティに関する事業                      (2) 市民の福祉推進に関する事業                      (3) 市民の健康推進に関する事業                      (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業                 </td> </tr> </table>	世代間交流センター	(1) 市民の教養、コミュニティに関する事業 (2) 市民の福祉推進に関する事業 (3) 市民の健康推進に関する事業 (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 646 1447 826">世代間交流センター</td> <td data-bbox="1447 646 2065 826">                     (1) 市民の教養、コミュニティに関する事業                      (2) 市民の福祉推進に関する事業                      (3) 市民の健康推進に関する事業                      (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業                 </td> </tr> </table>	世代間交流センター	(1) 市民の教養、コミュニティに関する事業 (2) 市民の福祉推進に関する事業 (3) 市民の健康推進に関する事業 (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業
世代間交流センター	(1) 市民の教養、コミュニティに関する事業 (2) 市民の福祉推進に関する事業 (3) 市民の健康推進に関する事業 (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業				
世代間交流センター	(1) 市民の教養、コミュニティに関する事業 (2) 市民の福祉推進に関する事業 (3) 市民の健康推進に関する事業 (4) 市民の各世代間の交流促進に関する事業				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 826 497 1013">健康増進センター</td> <td data-bbox="497 826 1124 1013">                     (1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業                      (2) 市民の各種保健予防に関する事業                      (3) 休日診療に関する事業                 </td> </tr> </table>	健康増進センター	(1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業 (2) 市民の各種保健予防に関する事業 (3) 休日診療に関する事業	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 826 1447 1013">健康増進センター</td> <td data-bbox="1447 826 2065 1013">                     (1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業                      (2) 市民の各種保健予防に関する事業                      (3) 休日診療に関する事業                 </td> </tr> </table>	健康増進センター	(1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業 (2) 市民の各種保健予防に関する事業 (3) 休日診療に関する事業
健康増進センター	(1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業 (2) 市民の各種保健予防に関する事業 (3) 休日診療に関する事業				
健康増進センター	(1) 市民の保健衛生知識の普及向上に関する事業 (2) 市民の各種保健予防に関する事業 (3) 休日診療に関する事業				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 1013 497 1428">児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)</td> <td data-bbox="497 1013 1124 1428">                     (1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する事業</u>                      (2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事業</u>                      (3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業</u> </td> </tr> </table>	児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)	(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する事業</u> (2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事業</u> (3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業</u>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1191 1013 1447 1428">機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)</td> <td data-bbox="1447 1013 2065 1428">                     (1) <u>障害児通所支援事業のうち児童発達支援に関する事業</u>                      (2) 児童の福祉推進に関する事業                 </td> </tr> </table>	機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)	(1) <u>障害児通所支援事業のうち児童発達支援に関する事業</u> (2) 児童の福祉推進に関する事業
児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)	(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)に関する事業</u> (2) <u>法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援(以下「保育所等訪問支援」という。)に関する事業</u> (3) <u>法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援(以下「障害児相談支援」という。)に関する事業</u>				
機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)	(1) <u>障害児通所支援事業のうち児童発達支援に関する事業</u> (2) 児童の福祉推進に関する事業				

	<b>事業</b> <b>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関する事業</b> <b>(5) 児童の福祉推進に関する事業</b>
高齢者生きがい創造センター	(1) 高齢者の生業及び就労の指導に関する事業 (2) その他高齢者の生きがいに関する事業
ボランティアセンター	(1) ボランティアの育成及び支援に関する事業 (2) ボランティアの啓発及び振興に関する事業 (3) その他ボランティアに関する事業

(利用時間及び休館日)

第3条の2 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

施設名	利用時間	休館日
世代間交流センター	午前9時から午後9時30分まで	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。 (2) 月曜日(月曜日が休日にあたるときは、その翌日) (3) 12月28日から翌年1月4日まで(前各号に掲げる日を除く。)
健康増進センター	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)

高齢者生きがい創造センター	(1) 高齢者の生業及び就労の指導に関する事業 (2) その他高齢者の生きがいに関する事業
ボランティアセンター	(1) ボランティアの育成及び支援に関する事業 (2) ボランティアの啓発及び振興に関する事業 (3) その他ボランティアに関する事業

(利用時間及び休館日)

第3条の2 センターの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。

施設名	利用時間	休館日
世代間交流センター	午前9時から午後9時30分まで	(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。 (2) 月曜日(月曜日が休日にあたるときは、その翌日) (3) 12月28日から翌年1月4日まで(前各号に掲げる日を除く。)
健康増進センター	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)

児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)
高齢者生きがい創造センター	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)
ボランティアセンター	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月27日から翌年1月5日まで(前各号に掲げる日を除く。)

2 (略)

(利用者負担額)

第7条の2 市長は、児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)において、児童発達支援及び保育所等訪問支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、法第21条の5の3第2項第1号に掲げる額を徴収するものとする。

2 市長は、児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)において、障害児相談支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を徴収するものとする。

3 市長は、児童発達支援センター(こどもゆうゆうセンター)において、障害者

機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)
高齢者生きがい創造センター	午前9時から午後5時15分まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月29日から翌年1月3日まで(前各号に掲げる日を除く。)
ボランティアセンター	午前9時から午後5時まで	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 休日 (3) 12月27日から翌年1月5日まで(前各号に掲げる日を除く。)

2 (略)

(児童発達支援利用者負担額)

第7条の2 市長は、機能支援センター(こどもゆうゆうセンター)において、児童発達支援に関する事業を行う際は、利用者から当該事業に要した費用として利用者負担額を徴収するものとする。この場合において、利用者負担額の月額は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第2項第2号に規定する額を上限とし、その額を超えないものとする。

総合支援法第5条第18項に規定する計画相談支援に関する事業を行う際は、利用したものの保護者から当該事業に要した費用として、同法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額を徴収するものとする。